

信用保証対象外業種

対象外業種	摘要
農業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融、保険業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業を除く。
飲食業のうち右の①または②に該当するもの	①風営法第3条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なもの。 ②風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
特殊浴場業のうち風俗関連営業	
娯楽業のうち風俗関連営業	
ビンゴゲーム場	
射的場	
集金業・取立業	
学校	次の学校のうち個人営業のものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊教育諸学校、幼稚園、専修学校及び各種学校
宗教	
政治・経済・文化団体	

※なお、信用保証制度の目的から保証対象とすることが好ましくない業種や制度上積極的に支援育成するにふさわしくないサービス業の業種については、保証の対象になりません。